（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ラ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ラ」と読み替えるものとする。

2　［略］

別記様式第一の二（第三条の二関係）

1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）に対して表示する標示



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。）に対して表示する標示



3　車両又は特定の車両に対して表示する標示



備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三　［同上］

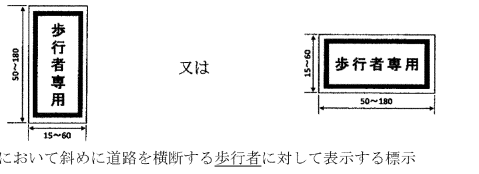
［一・二　同上］

三　学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ナ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ナ」と読み替えるものとする。

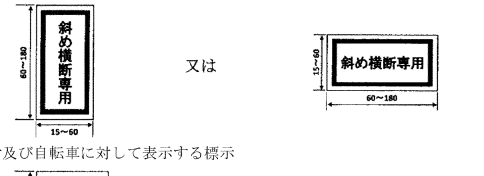
2　［同上］

別記様式第一の二（第三条の二関係）

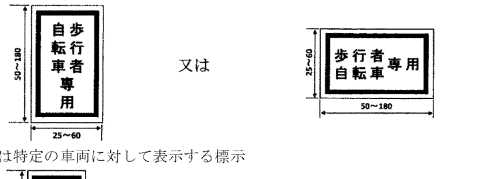
1　歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。3において同じ。）に対して表示する標示



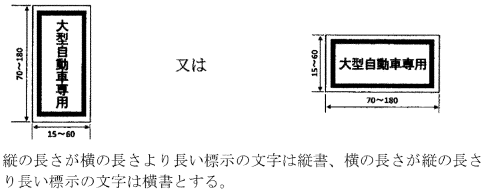
2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者に対して表示する標示



3　歩行者及び自転車に対して表示する標示



4　車両又は特定の車両に対して表示する標示



備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。